

上田中央地域協議会会議録

日 時 平成 18年 10月 31日 (月) 午前 10時から午前 11時 50分
場 所 上田市中央公民館 3 階大会議室

出席委員 岡田委員、荻原委員、金子委員、河野委員、北川委員、栗俣委員、小林委員、白石委員、田口委員、竹内委員、中澤正博委員、箱山委員、畠中委員、林委員、前澤委員、三吉委員、山内委員、山極委員

欠席委員 中澤裕嗣委員、那須野委員

市側出席者 原沢自治振興課長、小宮山自治振興課課長補佐、柳沢主査

1 開会 (原沢自治振興課長)

2 会長あいさつ (林会長)

本年 1 2 月、市から総合計画の諮問が予定されている。本日は、総合計画策定の基礎となる新市建設計画について理解を深めるため、第 2 回目の中央地域協議会を開催させていただいた。

今後の諮問等に対し、適切に対応してまいりたい。

3 会議事項

(1) 新市建設計画 (合併協議会策定) の概要について

(林会長)

それでは、会議事項に入ります。新市の建設計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

- 「新生上田市建設計画」について事務局 (原沢自治振興課長) から説明 -

(林会長)

ただいまの説明の中で、質問等ありましたらお願いします。

(委員)

「住民自治区の設定」、「住民自治組織の設立促進」とあるが、具体的な内容をお聞きしたい。自治会とどのような関係になるのか。

(原沢自治振興課長)

自治会をはじめ商工、教育等各種の団体を含めた区域を広げた大きな範囲の中で住民自治組織が考えられる。例えば、現在の地域協議会の区域を単位とした住民

自治組織である。また、住民自治区の制度もある。

具体的にどのように進めるかは、決定しているわけではなく、現在の組織でいいのかを含め、今後市民協働の視点も加えながら、地域協議会等でご意見をいただき、組織等を検討していきたいと考えている。

(委員)

具体的には決まっていないということのようだが、旧上田市については住民自治組織が現存しており、機能もしていると思っているところである。住民自治組織がある中で、敢えてこういうものを掲げたということについては、やはり合併協議会の中で考えがあってのことと思う。

旧町村については、自治組織が希薄だと伺っている。旧町村を重点的に進めるということだと思うがどうか。

(原沢自治振興課長)

これまでの自治会活動を否定するというようなものではない。区域についても、小学校区、中学校区単位等が考えられます。従来より広い範囲で地域づくりを考えていきたいということでありまして、その中に自治会、NPO等各種団体の皆さんで組織する地域自治組織が考えられるということであり、具体的にどのように進めていくかということが課題である。

現在の自治会がどうかという視点ではなく、多くのまちづくり団体の皆さんに入っただいて連携、役割分担する中で、検討しながら地域づくりを進めていくという趣旨である。

(委員)

中央地域に限って言えば、現在自治会が49あるとお聞きしているわけですが、大幅に縮小されていく可能性があるということが一つと、もう一点は、地域協議会が地域自治センターと協力しながら、現在の自治会に対してかなり関与する部分が増大するのではないかと考えていいのかどうかをお聞きしたい。また、地域格差、住民の不満等を解消し、小さなことと全体のことを調和させ、それを介在する組織として地域協議会の役割は、相当大きなものになっていくのかどうか。

(原沢自治振興課長)

自治会の数を減らすことは関係ない。それぞれの自治会で様々な自治活動をされており、地区連単位での活動もされている。

これからNPO等まちづくり団体との連携も必要となってくることが考えられる。そういった様々な団体の皆様で、自治活動、地域づくり活動を進めていったらどうかというようなことも検討していくことになると思う。

(林会長)

上田市の自治連では、昨年からこの問題について検討を進め、市からの話を聞きながら相当揉んだという経緯がある。

地域協議会の方向を誤ると、現在の自治会組織の上に、自治会と同じような検討機関ができることになってしまうので、そのあたりをすっきりさせてもらいたいということを申し上げてきた。

旧上田市の場合は、旧三町村とは状況が違う。上田市の場合は、行政と自治会組織は車の両輪で、タイアップしお互いに助け合ってきている。三町村の方は、行政丸抱えの区の組織である。

地域協議会の進む方向如何によっては、自治会組織の否定につながるというような意見もあったところである。

三町村の区は、上田市の自治会のようにしてもらおうということで、検討を進めており、来年1月1日、新しい上田市の自治会組織が発足する予定である。行政依存から脱却、自立し、住民自治の形で進めましょうということで話がまとまってきた。

旧上田市と三町村では、地域協議会のスタート時に違いはあるが、近い将来同じ形で市長の諮問に応じて充実した組織にしていくことで、また地域の各種団体等と連携しながら、進めていった方がよいのではないかとということで、市が進める地域協議会については、自治連としても全面的に協力していくことで了承され進んでいる。

(委員)

資料の31ページに「女男(ひとひと)いきいき」とあるが、33ページでは「男女間」となっている。表現が相違しているのはなぜか。

(原沢自治振興課長)

その点については、当方で持ち帰り調べさせていただいた上で、回答させていただきたい。

(委員)

J T跡地の開発については、新市建設計画の中でどの部分にあたるのか。

390億の建設に係る特例債の運用については、合併協議会においてコンセンサスが得られたのかどうか。

この地域協議会で議論することや各委員の発言は、どこにどのように反映されていくのかをお聞きしたい。

(林会長)

J Tの公共的用地の委員も兼ねているので申し上げますと、合併協議会においてJ T跡地については、ほとんど議論がなされなかったところである。今年に入って本格的に議論されるようになってきたわけですが、その中で公共用地がどのくらい必要かことについては、何を建設するかによって必要面積が変わってくるところであるが、J T側から市が必要とする面積は市へ提供するという話になっている。

本年11月には、市長へ答申する予定となっており、盛んに議論しているところ

である。

(原沢自治振興課長)

特例債につきましては、合併協議会で学校施設の整備、道路整備等に充てられるという説明をしてきた。今後実施計画の中で、具体的にどの事業に充てていくか検討が進められる。

委員さんの意見がどのように反映されていくのかのご質問ですが、今後市から地域協議会へ意見を求める場合、各委員さんから様々な意見が出されるかと思いますが、協議会の意見として一つにまとめていただき、市へ意見を述べていただくことになる。それに対して、市は協議会の意見を最大限尊重し、適切に対応していくことになる。

(委員)

新市建設計画は、すでに合併協議会で策定済みのものであり、それに基づいて4市町村が合併したのだから、中身について質問はしたとしても、言った意見が反映したり、変わるものでもないと思っている。

総合計画審議会委員も兼ねていることから、先日も審議会で建設計画の説明を受け、どう思うかというようなことであった。

意見を言えば、内容が変更されたり、修正されていくと思うので、今後の進め方をはっきりさせてもらいたい。

(原沢自治振興課長)

総合計画は、新市建設計画をベースに策定されていくものであり、建設計画の中で修正等が必要というご意見であれば、修正等加えながら総合計画に反映させていくことになる。

(委員)

いろいろと意見が出ているが、今回の協議会までは、市側から建設計画等について説明をいただいたという理解でいいのではないか。

次なるわれわれの任務は何かということに対し、第1回の協議会でいただいた資料を再度読み返して見ますと、地域協議会は対象地域に係わる事項について、市長その他の機関の求めに応じて審議するとある。また、対象地域に係わる事項について市長等に対して自ら意見を述べることができるとあり、ここに集約されているわけである。

協議会と審議会の違いを、市からしっかり説明いただきたい。協議会は、あくまで話し合うわけです。審議会は、一つの結論を出すわけである。そのあたりのことについて、行政側としては、地域協議会だから話し合ってくれということであって、それ以上のことは求めてないよということなのか、審議会は、これについてイエスかノーかというものなのか、はっきりさせてもらえば、次回以降の協議会も、スムーズにいくのではないかと思う。

次回からは、地域の問題について、各委員が意見を交わすことになると思うがどうか。

(原沢自治振興課長)

審議会は、一つのテーマに絞った形で市から諮問して、それについて答申していただくというケースが一般的である。

地域協議会も、審議会と同じ附属機関という位置付けになっている。ただ、審議していただく事項の範囲が広く、対象地域に係わる事項ということで、すべての分野が含まれる協議会である。また、市に対し自ら意見を述べるができることが、従来の審議会と大きく異なる点である。市としましては、協議いただいた地域の意見を受けて、反映させていきたいというものである。

(委員)

JT跡地や中央地域の振興策といった問題は、まさに中央地域の問題である。該当する管内の問題ということで、審議なり、協議してよいということか。

(原沢自治振興課長)

そういうことであります。地域の課題を出していただく中で、市から求めていなくても、自主的に議論していく問題であれば、協議会として話し合っただくことも可能である。

(林会長)

地域の問題として課題があれば、協議会の場で議論して、市へ上申していいということでしょうか。

(原沢自治振興課長)

自主的に進めていただいて結構である。

(委員)

中心市街地の活性化委員会も12月には結論を出す運びとなっており、JT跡地の問題もあと1回程度の会議の開催で答申するという時期に来ている。中心市街地の活性化関係の窓口は商工課で、JTの問題とか、地域協議会の窓口は、政策企画局というように縦割りの行政組織となっている。同じようなことを地域協議会で議論していくにしても、それぞれの部門が、期限を決めて事務的に進めていってしまうのが現状である。市役所内で部門間の調整をしっかりとやっていただかないと、議論するだけで終わってしまう。

(原沢自治振興課長)

市から協議会へ諮問する場合あるいは意見を求める場合の大枠は決めてありまして、他の審議会で審議している部分については、地域協議会への諮問等を行わないことで進める。

協議会で、この内容について議論したいという場合は、内容に応じて市の担当課の職員が協議会に出席させていただき、まず担当者から状況説明をさせていた

だいた上で、皆さんで議論していただくこととなりますので、ただいまのご指摘の部分につきましては、対応していけるものと思う。

(委員)

J Tの問題については、平成16年に市長がまちづくりの観点から、用地の一部は取得してまちづくりに生かしていこうことだったが、市長がおっしゃるまちづくりとは何かと遡ろうとすると、そのお考えが中心市街地の協議会の中でも未だに明らかにならずにきているという事実を引きずっている。

中心市街地の活性化ということになると商工課だけでなく、都市計画課と政策企画課も関係してくる部分であり、市長の言うまちづくりの中で必要だという部分をどの課がどのように担当され、どのように動かれて、どういう説明のもとに、どういう内容のもとに進めてきましたかということ、何度どこで聞いても、お答えが返ってこないというこういう不満が市民の中に渦巻いていることをよく皆さんにご理解いただければありがたい。

(委員)

中央地域協議会の意見として、窓口の一本化について出していけばいい。

(原沢自治振興課長)

協議会として市に意見を出していく場合の方法等について、次回の協議会で説明させていただきたい。

(2) その他

(委員)

協議会の内容は原則公開ということになっているが、例えば今日の協議会の内容は、いつ、どこで、どういった方法で公開になるのか。

(小宮山自治振興課課長補佐)

会議録の公開については、行政改革推進室で各審議会の会議録について、公表している。ただし、その会議録は概要録となっている。要約した形のものとなっている。審議会終了後、1週間から10日間程度で資料コーナー及び市のホームページで公開している。

地域協議会は、この公開も行っているが、市のホームページに専用の上田市地域協議会の専用のホームページを載せている。専用ページには、9地域協議会の各ページがありまして、委員さんが発言された内容を掲載している。協議会終了後、20日から1月程度で公開をさせていただく。

(委員)

パソコンを持っている委員はいいが、持っていない委員はどうやって確認した

らいいか。

(小宮山自治振興課課長補佐)

地域自治センターの資料コーナーに行政改革推進室の会議概要録を置いてあります。それ以上のものについては、担当課で印刷物等用意いたしまして対応させていただきます。

(委員)

次回の協議会で、A4一枚程度にまとめた概要録を配布してもらえないか。

(小宮山自治振興課課長補佐)

次回の開催通知を申し上げる時に、概要録を同封させていただきます。

(原沢自治振興課長)

次回の開催につきましては、総合計画の諮問が年内に予定されておりますので、諮問の日程等がはっきりした時点で、会長、副会長と相談して、日時を決定させていただきますので、よろしく願いしたい。

(林会長)

ただいま事務局から話がありましたように、年内に諮問されるということですので、議題を見ながら年内にもう1回開催することで、本日のところはお許しをいただいて、日時につきまして別途お知らせすることをお願いいたします。

本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。